

IV-33 災害時の医療救護活動に関する協定書（東京都柔道接骨師会豊島支部） （現：東京都柔道整復師会豊島支部）

豊島区を「甲」とし、社団法人東京都柔道接骨師会豊島支部を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

- ア．傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）の実施
 - イ．傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供
 - ウ．応急救護活動に関する役務の提供
- 2．乙が救護所において行う応急救護は、甲の指定する医師の指示により実施するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 甲が乙に対して協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、事後すみやかに文書を送達するものとする。

（協 力）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、直ちに乙所属の会員を災害現場等に設置される救護所へ派遣するものとする。

（防災訓練への参加）

第5条 乙は甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙の協力に係る衛生材料等の提供使用について、その実費を弁償するものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った応急救護活動にかかる従事者の損害補償については、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（昭和41年7月15日条例第10号）の例による。

（応急救護計画の策定）

第8条 乙は、本協定で定める応急救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定しこれを甲に提出するものとする。

2．乙は、前項の災害応急救護計画を策定するにあたっては、社団法人豊島区医師会との密接な連携のもとに行うものとする。

（協 議）

第9条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は平成4年2月10日から平成5年2月19日までとする。ただし、

期間満了の日の3カ月前までに、甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、おのおの一通を保有する。

平成4年2月10日

甲 豊島区
豊島区長 加藤 一 敏

乙 社団法人 東京都柔道接骨師会豊島支部
支部長 大野 義 弘